

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、奈良市長から次のとおり公共測量を終了したことについて通知がありました。

令和七年四月十一日

奈良県知事 山下 真

一 測量の目的 公共測量（数値地形図データ修正）

二 測量の地域 奈良市

三 測量の終了年月日 令和七年三月十四日